

令和5年9月27日に開催された理事会において、下記の会員について会則第23条第1項第3号の処分が決定されましたので、会則施行規則第23条により公表いたします。

被処分者 石川裕一（千代田支部）

処分年月日 令和5年9月27日（理事会議決日）

処分内容 廃業の勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む。）  
（東京都行政書士会会則第23条第1項第3号）

処分理由 （違反している規則、会則）  
一 行政書士法第10条（行政書士の責務）  
二 行政書士法第13条（会則の遵守義務）  
三 行政書士法施行規則第6条第1項（業務の公正保持等）  
四 行政書士法施行規則第7条（業務取扱の順序及び迅速処理）  
五 苦情解決支援委員会設置規則第8条第1項（会員の義務）

被処分者は受任後1年近く業務の遂行を怠り、依頼者は他の行政書士に依頼することとなった。また、金融機関からの払戻金等については、依頼者が再三疑問を呈しているのに、十分な説明もせず、出資金と称す額を差し引いて依頼者の口座に振り込んだ。これは極めて不親切且つ不適切な業務遂行である。また、業務を遂行していないにも関わらず受領した報酬を未だ返還していない。依頼者より苦情が申し立てられ、解決に導こうとした苦情解決支援委員会の呼出にも全く応答せず、また、綱紀委員会の呼び出しにも応じず、反省が感じられない。以上の内容から上記の処分とする。